

件名：イリノイ州における復興計画の発表について

ポイント：

5月5日（火）、プリツカー知事は、経済活動を段階的に再開するための復興計画として、5つの段階を発表しました。同復興計画は新型コロナウイルスに対応するために定めた州内を4つの健康地域に分けてそれぞれ適用されます。詳細は本文と関連リンクをご覧ください。

本文：

5月5日（火）、プリツカー知事は、経済活動を段階的に再開するための復興計画として、5つの段階を発表しました。同復興計画は新型コロナウイルスに対応するために定めた州内を4つの健康地域に分けてそれぞれ適用されます。5つの段階と4つの健康地域については以下リンクを参照ください。なお、5月1日から州全体が第2段階に入っていると位置付けられています。

<https://coronavirus.illinois.gov/sfc/servlet.shepherd/document/download/069t000000BadS0AAJ?operationContext=S1>

○4つの健康地域（Health Regions）

- ・北東部（Cook郡、DuPage郡、Kankakee郡など）
- ・北中部（LaSalle郡、Livingstone郡、Fulton郡など）
- ・中部（Champaign郡、Fayette郡、Jersey郡など）
- ・南部（Wabash郡、Marion郡、Madison郡など）

○5段階の復興計画

第1段階：急速な感染拡大（Rapid Spread）

【可能な主な活動】

10人以下の集まり（宗教目的等の必要不可欠な集まりに限定）、厳格な自宅待機及び社会的距離を適用しつつ、「必要不可欠な仕事」等のみ営業。

※全ての健康地域では既にこの段階を経験済みですが、感染の軽減に失敗した場合はこの段階に戻る可能性があります。

第2段階：感染拡大の平坦化（Flattening）

【可能な主な活動】

店舗外での商品の受取りと配達方式による「必要不可欠な仕事」以外の小売業の再開など。ゴルフ、ボート遊び、魚釣りなどの屋外レクリエーション（いずれも社会的距離の維持が必要）。自宅以外では社会的距離の維持とマスクまたはフェースカバーの着用が命じられています。社会的距離の維持が不可能な場合は常に着用することが必須です。

※イリノイ州は5月1日より第2段階に入っています。

※シカゴ市においてはゴルフ、魚釣り、ボート遊びは引き続き禁止。市内の公園等も閉鎖されています。詳細は以下のリンクを参照ください。

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100051674.pdf>

第3段階：回復（Recovery）

【可能な主な活動】

10人以下の集まり（いかなる目的でも可）。社会的距離が確保され安全に操業できる「必要不可欠な仕事」以外の製造業、事務職、その他の「必要不可欠な仕事」以外の事業（ただし、リモートワークが可能な場合はそれを強く推奨）、入室人数制限及びその他の制限や安全措置を講じた上での小売業、理髪店及びサロン（いずれもイリノイ公衆衛生局のガイダンスに基づいた措置を取ることが条

件)、10人以下の屋外リクリエーション(社会的距離の維持が必要)、公衆衛生局及びCDCのガイダンスに基づいた旅行(注:州作成の早見表「Restore Illinois」では第4段階に記述がありますが、段階毎に詳説した州の文書では第3段階で再開となっています。)。フェース・カバー及び社会的距離は求められる。

※以下3条件や検査・トレーシングの体制を全て満たす必要があります。

- ・陽性率が20%以下で且つ14日の間に10%を超える割合で増加していないこと
- ・全体的に新型コロナウイルスの病状に類似した入院患者数が28日間増えていない(安定または減少している)こと
- ・利用可能なICUベッド、医療及び手術用ベッド、人工呼吸器が少なくとも14%確保できていること

第4段階:再活性(Revitalization)

【可能な主な活動】

50人までの集会、入店人数制限をかけてレストラン及びバーの再開、公衆衛生局のガイダンスに基づいた託児所及び学校施設の本格再開、全ての屋外リクリエーション。フェース・カバー及び社会的距離の確保は求められる。

第5段階:イリノイ州の復興(Illinois Restored)

【可能な主な活動】

新たな安全ガイダンス、手続きに基づき、すべてのビジネス、教育機関が再開。コンベンション、フェスティバル、大型集会なども開催。

○在留邦人の皆様におかれは、ご自身のお住まい或いは職場がどの健康地域に属するのか確認しつつ、良き市民として引き続き自宅滞在命令の遵守に努め、関連情報の収集に努めてください。自宅滞在命令については以下リンクを参照ください。

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100048600.pdf>

当館連絡先 Tel: (312) 280-0400 (24時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryo.jil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。